

日本における世界史教育の歴史（Ⅱ－3）

— 三分科制の時代 3. —

History of World History as a Subject of School Education(Ⅱ-3):
On an Age when World History was Divided into Oriental History and Occidental
History 3

岡崎 勝世*

OKAZAKI Katsuyo

「昭和12年要目」の時代（1937、昭和12～1943、昭和18）はまた本格的ファシズムの時代、日中戦争開始からアジア・太平洋戦争前半の時代にあたり、歴史教育も皇国史観とそれに基づく国家主義的な「國民道徳」の注入を目指すものとなった。歴史教科書と授業の内容を細部に至るまで指定し、さらに「五種選定」を強行して教科書の種類数を削減するなど、国家統制が強化された。東洋史の比重が高まりイスラム地域の記述が顧みられたり考古学的記述も現れたが、他方、元寇の記述では「神風」の語が出現し、「倭寇」の語の削除なども行われた。また欧米諸国は学ぶべき対象ではなくなり、西洋史も西欧諸国のアジア侵略の批判を重視し、革命や国民性の批判的記述等を通じて「日本國民ノ自覚ヲ啓培」することのほうに重点が置かれ、その地位が低下して記述の簡略化が行われた。

キーワード：大戦期の世界史教育、皇国史観、教育の国家統制

はじめに

第一章 三分科制確立期に於ける世界史教育（1902、明治35～1931、昭和6）

第一節 明治後期の世界史教育（1902、明治35～1911、明治44）

1. 教育・研究体制に於ける三分科制の確立
2. 「中學校教授要目」（明治35）と教科書
3. 世界史の試み(1) — 「世界史」の登場 —

第二節 大正デモクラシー期の世界史教育（1911、明治44～1931、昭和6）

1. 「中學校教授要目」（明治44）と教科書
2. 世界史の試み(2) — 齋藤斐章の場合 — (以上、第53巻 第2号)

第二章 「ファシズム期」における世界史教育（1931、昭和6～1945、昭和20）

第一節 昭和初期（戦前期）の世界史教育 — 昭和6年の「中學校教授要目」と教科書 —
(1931、昭和6～1937、昭和12) (以上、第54巻 第2号)

第二節 大戦期の世界史教育（1937、昭和12～1945、昭和20）

*おかざき・かつよ、埼玉大学教養学部名誉教授、ドイツ近代史・史学史

1. 「中學校教科教授及修練指導要目」(昭和 12) と教科書 (以上、本号)
2. 国定教科書の時代
3. マルクス主義の浸透

おわりに

第二節 大戦期の世界史教育 (1937、昭和 12～1945、昭和 20)

大戦期の中学校に於ける世界史教育は、「中等學校令」及び「中學校教科教授及修練指導要目」(以下では「昭和 18 年要目」)が公布された 1943 (昭和 18) 年を境に、前後二つの時期に区分することが出来る。本稿の対象であるその前期は、「昭和 12 年要目」の公布 (3 月)、及び「盧溝橋事件」(7 月)を契機とする日中戦争開始とともに始まる。それが終わる昭和 18 年は日本軍のガダルカナル島撤退、アッツ島での守備隊全滅等の敗北が続き、アメリカ軍がマーシャル群島、マリアナ群島に進出してきた年であり、後期の時代は、「アジア・太平洋戦争」の末期に重なる。そこでは「中等學校令」のもとで中学校が四年制になり、教科書の歴史では国定教科書の時代を迎えるが、新体制への移行の途中で敗戦を迎えることになる。

1. 「中學校教科教授及修練指導要目」(昭和 12) と教科書

「昭和 6 年要目」から「昭和 12 年要目」へ

「昭和 6 年要目」の時代 (1931～1937) の日本は、満州国独立の強行 (1932)、国際連盟脱退 (1933)、日独防共協定の締結 (1936) 等々を通じて国際的には孤立を深めた一方で、国内的にはファシズム体制が確立していく時代であった。「五・一五事件」(1932、昭和 7) により政党内閣時代が終焉を迎え、労働運動の弾圧や共産党の弾圧が行われた (1933)。続いて「天皇機関説事件」(1935) が引き起こされ、これを契機として、同年 3 月、「政教刷新ニ関スル決議」(貴族院)、「國體ニ関スル決議」(衆議院) が行われ、政府も 8 月と 10 月に声明を発して国体明徴運動推進を宣言した。この動きは教育界に波及し、1935 年 11 月、「教学刷新評議会」が設置された。会は文部大臣が会長を兼ね、平泉澄らの学者、文部省思想局長、陸・海軍少将、司法省刑事局長、内務省警保局長らが構成する幹事団のリードのもとで議論が進められた (山本 2014 : 279-280 頁)。翌年 10 月に行われた答申は、「我が教學ハ源ヲ國體ニ發シ、日本精神ヲ以テ核心トナシ、コレヲ基トシテ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ生々不息ノ發展ヲ遂ゲ皇運隆昌ノタメニ竭スヲソノ本義トス」とし、「國體・日本精神の眞義ニ基ク教學の内容の刷新」を求め、学問に対しては「國體・日本精神の眞義」の闡明を進めること、教育に対しては生徒がその眞義を体得できるよう、修練・指導を行うことを要求している。

1936 (昭和 11) 年の「二・二六事件」以後になるともはや軍の要求をはばむ力を有するものはなくなり、8 月には五相会議が「国策の基準」を決定して、大陸に於ける地歩確保、南方進出などを定めるに至った。そうしたなか、この答申を受け、中学校におけるその具体的方策として決定されたのが、1937 (昭和 12) 年 3 月 27 日に公布された「昭和 12 年要目」であった (表 II・20)。新要目は、教育もまた確立した軍部ファシズム体制の一環となるべきものとして定め

られたのである。

国体明徴のための中改正

今回の改正は、修身、公民科、国語漢文、歴史及地理のみを対象にした「中改正」であった。新要目には、歴史の任務として、生徒に「世界ニ於ケル我が國ノ使命ヲ自覺セシメ國民的信念ヲ鞏固ナラシムルコト」を掲げ、国史では「國體ノ本義ヲ明徴ニスベシ」、さらに外国史に対しては、諸外国が「我が國ト異ル所以ヲ明ニシ以テ日本國民タルノ自覺ヲ啓培スベシ」、「世界ニ於ケル我が國ノ地位を自覺セシメ大國民タルノ資質ヲ育成スルコトニカムベシ」といった文言が並んでいる。翌昭和13年には「国家總動員法」が公布されるが、今回の「中改正」は、「國體明徴」の運動を通じて国民の思想的動員を推進することをめざし、さらにはそれを支柱として一層の戦争拡大と国家総動員体制へと進む道を準備するためのものであった。

「昭和6年要目」と比較した場合、新要目の特徴は四点にまとめられよう。まず第一には、外国史に関して、一応「徒ニ自尊排他ノ弊ニ陥ラシメザルコトヲ要ス」とはしながらも、「國史ト密接ナル聯關ヲ保チ國史ノ理會ヲ明確ナラシムル如キ史實ニ留意シテ之ヲ我が國ノ立場ヨリ批判スルノ用意ヲ怠ルベカラズ」と明記している。上記のように日中戦争の拡大以後日独防共協定調印(1936)へと進んできた当時の状況のなかで、「昭和6年要目」から一步踏み込み、教育の場でも西欧諸国に対する批判を展開することが明文化されたのである。

第二に、甲・乙二案の併記を廃棄し、教える順序を国史—東洋史—西洋史—国史の順に戻して、旧甲案に近い案に一本化した。この一本化には、高等学校の入試の問題や、乙案採用の中

表Ⅱ・20 「中學校教授要目」(昭和12)

歴史	歴史ニ於テハ古今ノ主要ナル歴史の事象ヲ知ラシメ邦國盛衰ノ因由、文化ノ進展推移ヲ會得セシメ特ニ我が國運進展ノ跡ヲ詳ニシ我が國ノ歴史ト諸外國ノ歴史トノ異ル所以ヲ明確ニシ世界ニ於ケル我が國ノ使命ヲ自覺セシメ國民的信念ヲ鞏固ナラシムルコトヲ要ス
國史	華國以來ノ國民精神ガ國史ヲ一貫シテ總テノ人文ニ顯現セルコトヲ明ニシ以テ國體ノ本義ヲ明徴ニスベシ
外國史	東洋史及西洋史ノ史實立ニ精神ノ特徴ヲ明ニスルト共ニ常ニ國史ト密接ナル聯關ヲ保チ國史ノ理會ヲ明確ナラシムル如キ史實ニ留意シ之ヲ我が國ノ立場ヨリ批判スルノ用意ヲ怠ルベカラズ然レドモ徒ニ自尊排他ノ弊ニ陥ラシメザルコトヲ要ス 諸外國ノ國家成立ノ由來・國民性等ハ機會アル毎ニ比較考究セシメテ其ノ我が國ト異ル所以ヲ明ニシ以テ日本國民タルノ自覺ヲ啓培スベシ 各時代ノ特色ヲ知ラシメ特ニ現代文化ノ趨勢ト世界ノ大勢トヲ明ニシ以テ世界ニ於ケル我が國ノ地位ヲ自覺セシメ大國民タルノ資質ヲ育成スルコトニカムベシ (時間配当) 第一學年 毎週2時; 國史 第二學年 毎週1時; 東洋史 第三學年 毎週2時; 東洋史・西洋史(第一學期)、西洋史(第二、三學期) 第四學年 毎週2時; 西洋史(第一學期)、國史(第二、三學期) 第五學年 毎週2時; 國史
國史	第一學年 神代及上代 大化改新ト奈良時代 平安時代 鎌倉時代 建武中興ト吉野時代 室町時代 安土桃山時代 江戸時代 明治維新ト明治時代 大正昭和時代 第五學年 華國ノ國體ノ精華 社會組織ト國民道徳 大陸文物ノ輸入ト其ノ成果 …… 現代ニ於ケル經濟・文化ノ進展 國民ノ覺悟* * 國民ノ覺悟 一面ニハ華國以來ノ國民精神ノ一貫セル跡ヲ顧ミテ彼我思想ノ相違ヲ知ラシメ國體ノ本義ヲ明ニシ他面ニハ現時ニ於ケル文化ノ趨勢、世界ノ大勢及極東ノ形勢ヲ考察セシメ以テ各自其ノ分ニ勤メテ國運進展ノ為ニ邁進スベキ國民タルノ自覺ヲ促スベシ
外國史(東洋史)	東洋史ノ意義 上代ノ支那及印度 秦・漢時代 隋・唐時代 五代・宋時代 元時代 明時代 清時代 歐米諸國ノアジヤ經略 中華民國 滿洲帝國* 現代ノ東洋 東洋史上ヨリ觀タル我が國ノ使命ト國民ノ覺悟 * 滿洲帝國 滿洲帝國ノ成立ノ由來・理想及我が國トノ關係ヲ明ニスベシ
外國史(西洋史)	西洋史ノ意義 上代東方諸國 ギリシヤ ローマ 民族ノ大移動 中世ノヨーロッパ 新機運ノ世界 近代諸國家ノ發達 フランス革命 自由主義及國民主義ノ發展 最近世ノ文化 列強ノ世界政策 世界大戰 大戰後ノ世界情勢 西洋史上ヨリ觀タル我が國ノ使命ト國民ノ覺悟
注意	五 外國史ニ於テ新思想等ニ就キテ授クルニ當リテハ誤解ヲ生ゼシメザルヤウ常ニ正シキ批判ヲ與フルコトヲ要ス 七 東洋史ニ於テハ朝鮮半島・滿洲ニ關スル史實ヲ稍詳シク説キ是等ノ地方ガ古來我が國ト密接ナル關係ヲ有セルコトヲ知ラシムベシ

学校が少なかったことなど、中・高等学校側の動きが大きな影響を与えたと考えられる。

第三に、旧要目乙案の廃止にともない「國史ヲ背景トシタル東洋史」が廃されて外国史が「東洋史及西洋史」に戻され、三分科制を尊重する形式に戻った。旧要目批判を展開していた有高巖も、この点について「東洋史の獨自性否認といふが如き偏見は除き去られて、これにも西洋史同様、歴史教育の重大なる責務を與へてゐる」と評価している（有高 1937a : 2）。

表Ⅱ・20では、国史と東洋史の要目「國民の覺悟」と「滿洲帝國」に「※」を付し、これに関する規定を例示しておいた。第四の特徴は、全ての要目についてこのようにその内容を細かく指定していることである。こうした細部にわたる指定は、今回の「要目」で初めて加わったものである。その内容は「主要ナル歴史的事象」を具体的に挙げているものが多いが、例示した「國民の覺悟」のほか、様々な特記、例えば西洋史の要目「ローマ」における「ローマノ盛衰ニ就キテハ特ニ國家ノ興亡ガ國民ノ自覺ノ如何ニ依ルコトヲ注意セシムベシ」、「自由主義及國民主義ノ發展」における「又歐米列強ノ國情・國民性等ヲ説明シ我が國トノ異同ニ就キテ比較考察セシムベシ」等々を通じ、「日本國民タルノ自覺ヲ啓培」するための記述を挿入することを指定している。東洋史の場合も含めて「指定」の幾つかについては後に教科書側の対応例を見るが、さしあたり注意しておきたいのは、教科書の記述内容に対しこれまでにない強力な国家的統制が目指されていること、そして、こうした統制下で供給される教科書を通じて中学校に於ける皇国史観と「國民道徳」教育の徹底が目指されるまでになったことである。

『國體の本義』（昭和 12）

「昭和 12 年要目」の公布と同じ 1937 年 3 月、文部省思想局が『國體の本義』を出版した。その第一部「大日本國體」では、冒頭で国体を「大日本帝國は、萬世一系の天孫皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である」（9 頁）と定義し、「而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。この國體は、我が國永遠不變の大本であり、國史を貫いて炳として輝いている。而してそれは、國家の發展と共に彌々鞏く、天壤と共に窮るところがない」（9）と述べている。天皇の統治の根拠となっている「神勅」とは天孫降臨に際し天照大神が瓊瓊杵尊に与えた勅を指し、それは、その子孫である天皇を「現御神（明神）^{あきつみかみ} 或は現人神^{あきつかみ}」（23）とする根拠ともなっている¹。そしてこの「國體」の特質から日本に独特な道徳や義務などが導き出され、「億兆心を一にして天皇に仕へ奉る」（32）という「臣民の道」が説かれている。続く第二部「國史ニ於ける國體の顕現」では、「國史に於ては維新を見ることが出来るが、革命は絶対になく、肇國の精神は、國史を貫いて連綿として今日に至り、而して更に明日を起す力となつてゐる。それ故我が國に於ては、國史は國體と始終し、國體の自己表現である」（64）とし、歴史的事実としての神話を始点として明治維新までの歴史を概観している。また、日本の国民性や日本文化の特徴について、仏教や儒教など本来異質の文化を輸入し

¹ 『日本書紀』卷第二にある以下の詔である。

豊葦原の千五百秋の瑞徳の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし

ながらも日本人に固有の「包容・同化の精神」によってこれを「統一し同化し、…よく我が國獨得のものを生むに至った」(97)と称揚している。そして「結語」で、共產主義、民主主義、自由主義、西欧的国家観等を挙げつつ、西欧の思想・学問全ての「根底には個人主義的人生観がある」(150)と断じ、現代はその限界が露呈した時代だとして、「今や我が國民の使命は、國體を基として西洋文化を攝取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢獻するにある」(155)とし、「國家の大本としての不易な國體と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇國の道とによつて、維れ新たなる日本を益々生成發展せしめ、以て彌々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ」(156)と、日本國民の任務を説いている。

新しい日本文化は、世界文化の進展に貢獻すると主張されている。だが、それが「國體」に基づいて西洋文化を「醇化」することで形成されるものだとすれば、それは「神勅」と不可分の「國體」を何らかの形で基礎とする文化以外にはあり得ないであろう。そうした文化が「中外に施して悖らざる」普遍的文化として、キリスト教世界たる西欧なども含めた全世界で受け入れられることは可能なのだろうか。だが、こうした問題についての説明や議論はない。

本書は、この後の諸文書、例えば「大東亞共榮圈」の建設をめざし「國防國家體制の確立」を唱える『臣民の道』(昭和16)その他、「教学局」から出版されていく様々な国体賛美、皇國史観宣伝文書の基礎となった。また文部省は本書を小学校から大学に至る全国の学校に配布して各学校でその内容を教授することを求め、教員試験検定等の試験問題とするなど、強権を振るってその普及に努めた(山本2014:281)。この動きは当然教科書の内容にも波及してくるが、これについても後に見ることにした。

「陸軍省文部局」と擲擻された文部省

第二次近衛文麿内閣は、1940(昭和15)年8月1日、困難化しつつある時局に対処するための「基本國策要綱」を決定した。基本方針を「皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基づき世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り」とし、内政では「國體の本義に基づき庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立する」ことが急務だとしている。そして早急に実現すべきことを五点列挙しているが、その筆頭に、「國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道徳を確立」することを挙げている。

この「教學刷新」と「國家奉仕を第一義とする國民道徳」の確立に率先して取り組み、国民学校への移行や中等教育の改革等々の戦時教育体制を整備し(後述)、『臣民ノ道』等の刊行を通じて「國民道徳」を宣伝していったのがこの時期の文部省であり、第二次近衛内閣から東条内閣に至るまで文部大臣を務めた橋田邦彦であった。彼の在任期(昭和15年7月～昭和18年4月)の文部省は、「陸軍省文部局」と擲擻されたという(辻田2017:127)。

教科書統制の強化と五種選定

文部省はかねてから教科書の種類の多さを問題とし、昭和8年にも削減を試みたが、教科書会社の抵抗などにより、一旦は断念していた。しかし、「昭和12年要目」公布に際し、過去に検定をパスしている教科書についても新要目に従った内容への修正を求め、使用予定の全ての

教科書の検定を行っている。このとき、昭和12年度だけで91種もの外国史教科書が検定を受けているというから（茨木1993：99）、種類が多かったことも確かと言えよう。そして昭和14年末に至り、ついに教科書の一大整理を決意するに至った。製本材料の配給に問題が発生する懸念が高まったことも決断の一因とされているから、戦線拡大に伴う物資の不足も関係していたようだ。こうして文部省は、1940（昭和15）年7月、中等教科書協会会長の出頭を求め、検定済教科書については修正年月日最新のもの以外は絶版とし、今後は検定出願を受理しないことを通達した。8月には同会長を招致し、中学校・高等女学校・実業学校（普通学科）・青年学校別に、また各学科目各要目別に、昭和16年4月から使用する教科書を「五種以内」に限定すること、五種の選定は協会に任せたいが、協会が出来ない場合は文部省が行うことを「口達」した。協会から選定を委ねられた文部省は、その結果を1940年10月22日に公表した（以上、中沢1956：71-79）。この選定は「五種選定」と呼ばれているが、原則が「五種以内」ということであって、西洋史は五種だが、東洋史の場合は四種に止まっている。なお、そのうち何れの教科書を使用するかは、中学校の校長が選択することとなっていた（表Ⅱ・21）。

1943（昭和18）年の4月からは、後述するように「中等學校令」に基づく体制に移行する。従って、「昭和12年要目」のもので「五種選定」による教科書によって中学の授業が行われたのは、表中の1939年までに出版され1939年に検定を受けた教科書による1941（昭和16）年度と1941年度に出版され同年に検定を受けた教科書による1942年度の2年間であった²。

「昭和12年要目」、五種選定と東洋史教科書

最初に、新要目が「昭和6年要目」に加えた変更点を確認しておこう。これについては、まず、要目「現代の東洋」についての指定には「アジア大陸及南洋諸島ノ現状並ニ歐米諸國ノ東洋ニ於ケル最近ノ活動ノ大要ヲ述ブベシ」とあり、東洋史の対象の地理的枠組みが拡大されて

表Ⅱ・21 五種選定で指定された外国史教科書

<p><東洋史> 有高巖『最新中等東洋史』東京開成館,1939,1941 羽田亨『中等東洋史』富山房,1939（昭和14）,1941（昭和16） 山下寅次『新制中学東洋史』六盟館,1939,1941 杉本直治郎『改正新東洋史』精華房,1939,1941</p>
<p><西洋史> 村川堅固『西洋史教程』寶文館,1938,1941,1943 中川一男『最新中等西洋史』東京開成館,1937,1938,1941,1943 時野谷常三郎『新編中等西洋史』三省堂,1938,1941,1943 新見吉治『新制中学西洋史』六盟館,1939,1941,1943 亀井高孝『新制中等西洋史』岩波書店,1938,1941,1943</p>

茨木智志「戦時下における中等歴史教科書に関する基礎的考察」（歴史教育史研究会『歴史教育史研究』15,2017）による。

² 表には1943年出版の西洋史教科書が記載されている。これは、国定教科書の刊行の遅れから1943年度に続いて1944年度も五種選定による教科書で授業を行うこととしたが、1944年度使用に向けて1943年に検定を行ったことによる。東洋史は既に1943年に授業が行われているので、新たな検定は行わなかったのであろう（茨木2017：30）。

いる。また「アジア大陸」としている以上、イスラム圏ないし西アジアがこれに含まれるはずだが、イスラム地域の記述については、後に見るように、新たな扱いが西洋史の場で見られる。そしてこれも加えると、全体として、東洋史の比重が高まっていることを、変更の要点とすることが出来る。また、この改変については、有高巖が果たした役割を看過してはならないであろう。彼は既に1932（昭和7）年から東洋史の対象地域の拡大を主張しており、さらに今回の改訂作業では歴史科の委員となっていたからである（岡崎2019:8）。

だが有高巖は、さらに、「昭和12年要目」について「上代の支那及印度」、「秦・漢時代」、「五代・宋時代」、「元時代」、「中華民國」の五要目では「支那の社會、政治等に關する理會を深め、わが國民の自覺をも促してゐる」（有高1937a:3）と評価している。ここには彼が年来主張してきた中国史記述の改革もまた新要目に反映させ得たとの自負が示されているが、以下では、事例として有高が挙げた五要目のうち「上代の支那及印度」と「元時代」に関する特記事項と教科書との関係を取り上げよう。その際、表Ⅱ・21にある「五種選定」で選ばれた四名の著者の教科書を素材に見ていくことにしたい³。また、そこで共通に見られるのは、諸教科書の記述の根本に常に「國體」が深く関与していることである。このため、『國體ノ本義』が「教科書統制」との関係で果たしている役割にも注意していく（表Ⅱ・22）⁴。

「上代ノ支那及印度」に関しては「特ニ日支國情ノ差異、儒教及佛教ノ起源ニ就キテ詳述スベシ」と特記されていた。このうち「日支國情ノ差異」については、「革命」（禪讓・放伐）による天子や王朝の頻繁な交替と「萬世一系」の天皇を戴く天壤無窮の「我が尊嚴なる國體」（羽田1937:4）との対比を以て中国史と日本史の本質的相違と説明することは、既に「明治44年要目」の時代、桑原隲藏『新定東洋史教科書』（明治44）以後の東洋史教科書で広まっていた（岡崎2018）。「殷周革命」の場でこれを説明することも、定番となっていた。四教科書全てもこれを踏襲しているといえるが、それは、「國史に於ては維新を見る事が出来るが、革命は絶對になく云々」という、上でも引用した『國體の本義』の主張に対応しているとも言える。だが今回は、どの教科書も、これに以外に新たなコメントを付している。四教科書全てが周の「封建制」に関する記述で、何らかの形で中国社会における身分制度（階級制度）の厳しさ、または中国に於ける忠・孝と日本のそれとの相違を指摘しているのである。最も詳細に記述しているのは有高巖の例で、彼はそこで「周代の社會は、天子・諸侯・士などが^{カミ}上^{カミ}に立つて治め、農・工・商等の實業に従事した人民や奴隸が^{シモ}下^{シモ}にゐてその支配をうけ、階級の差別が嚴重であつた」（有高1941:8）と述べ、身分差について詳しく説明している。それに加えて彼は「臣と民、忠と孝」というコラムを設け、「支那では直接君に仕へてはたらく臣と、一般の人民とを區別し、また忠と孝とが一致しない場合も少くなかつた。これらも皆支那と日本との國體のちがひを説明する事柄である」（6）と論じている。即ちこの新たな記述もまた、「國體のちがひ」の説明のために導入されたのである。そしてこれはこれでまた、『國體の本義』の「天皇と臣民の關係は、義は君臣にして情は父子である」（36）、及び日本は皇室を宗家とする「一大家族国家」（38）で

³ 以下では、1939年版、1941年版がない場合、1937年出版のものや師範学校用教科書等を利用することがある。

⁴ 表は秦以前の時代の記述全体をまとめたものだが、ここでの記述に關係するのは太字で記入した部分である。

あるから忠と孝は一致しており、この「忠孝一本は、我が國體の精華であつて、國民道德の要諦である」(49) とする記述に対応しているのである⁵。

もう一つの特記事項「儒教及佛教ノ起源ニ就キテ詳述スベシ」に最も丁寧に対応しているのは、山下寅次の教科書である。孔孟の教えと日本との関係についてのコメント、「我が國民はその教の異を捨てて同をとり、我が國民思想を培ふ資とした」(山下 1937: 16) が強調しているのは、外來文化に対する日本人の寛容性とその受容に於ける主体性である。これもまた、『國體の本義』に於ける「我が國の文化は、肇國以來の大精神の顕現である。これを豊富にし發展せしめるために外來文化を撰取醇化して來た」(114) に対応している。

要目「元時代」に関しては、「元寇」に際し「國民的自覺」が高揚したことを記述するよう

表Ⅱ・22 「昭和12年要目」期における東洋史教科書の記述

教科書	羽田亨『中等東洋史』 1937(昭和12) 第二章 上代の支那 第三章 周代の制度・文化	山下寅次『新制中学東洋史』 1937(昭和12) 第二章 上代の支那及び印度	杉本直次郎『改正新東洋史』 1941(昭和16) 1-1 上代の支那	有高巖『最新中等東洋史』 1941(昭和16)；上古史 第1章 支那の國家の成立 第2章 周 第3章 周代の學術
先史時代	人類；猿人→原人(北京原人)→旧人→新人(周口店上洞人) 旧石器時代；打製石器 洞穴絵画、 新石器時代；磨製石器 獲得經濟→生産經濟 文明の發生；灌溉農業 都市、金属器、文字 人種、民族、語族 中国文明の發生→雜糅(黄河)と福(長江)。	漢族；最初群侯の割拠	数千年前、支那民族(漢族)が黄河流域に村落。 伝説 黄帝建國(皇紀前1680, 西紀前2340頃) 堯→舜→禹(禪讓)	【太古】 周口店；数十万年前の原始人骨。 北支那各地より一・二萬年前の旧石器、新石器(新石器時代には土器) 数千年前より文明 漢族；牧畜・漁労→氏族と酋長(國家はまだ) 古伝説；四千数百年前、黄帝、堯・舜
殷と周(西周)	夏；禹(前2200頃)～400余年、桀王(前1760)殷；湯～600余年、紂王(前1120)；「革命」の發生；「封建」の實施；王・天子・卿・大夫・家臣 氏族秩序(一宗法)	夏；禹～桀400余年。 殷；湯～紂600余年、銅器周；武王；放伐・革命→我が國體との根本的相違 伯夷・叔齊。～800余年。 周代の文物と制度(一周公旦と成王が整頓)；封建制度ときびしい階級制度(天子・諸侯・士など)、 礼制、官制(太宰など六官)井田制、兵制、学制 農桑の重視 兵農合一の兵制、貨幣、銅器	夏；禹→桀→湯王の放伐殷；湯～紂一武王の放伐「革命」による王朝の交替 → 日本の國體文化；「古」漢字の記された亀甲；獸骨や、可なり精巧な工芸品 生業；また狩猟が主 東周；武王、周公旦 封建制度 成・康の世 六官、井田法、兵・農合一、大学と小学(六芸)、生業；農耕と養蚕、社会；天子から庶民までの五階級、家族制度	【上古】三代(夏・商・周)→秦 夏；禹～400余年 殷；湯～600余年 青銅器 東周；武王 周公 革命 → 日本の國體 封建制、六官の制、井田制 大学、小学 嚴重な階級差別；天子・諸侯・士、人民 → 日本 家族制度；本家・分家 家族道德；孝・悌、長幼の序 産業；農・蚕を重視 風俗；結婚・葬式を重視
春秋	東周；平王 春秋時代(凡そ250年間) 覇者；齊の桓公、晉の文公など 戰國時代(200年ばかり) 七雄 秦の富強；孝公、商鞅 蘇秦の合従策、張儀の連衡策 世相；競争の世、才能次第、貨幣。	東周；建國350余年、都を 鎬京より洛邑へ 春秋の世 群雄割拠→五覇；齊の桓公、晉の文公など 戰國の世 七國対立→秦の強大化 蘇秦の合従策、張儀の連衡策 → 秦による統一 孔子、儒教(孟子) 老莊学派(老子、莊子) 法家(韓非)	東周；平王 春秋時代(東遷後250年) 春秋の五覇(国名のみ) 戰國時代(役200年間) 七國(趙・魏・燕・秦)秦の強大化 蘇秦、張儀による合従、連衡説 → 秦の王權による連交近攻策 商業發展、貨幣	周の東遷；平王(前770) 春秋時代；300余年 五覇；周の桓公(一管仲)、晉の文公、楚の荘王、呉王夫差、越王勾踐 戰國時代(200余年)；戰國の七雄の台頭(孝公と商鞅) 合従・連衡 商業發展；貨幣→大地主、富豪、支那民族の拡大 富家、 工芸；鉄器(戰國時代) 儒教；孔子、孟子、荀子 諸子百家 老子、莊子 商鞅、韓非 楊子(自愛説) 墨子(博愛説) 蘇秦、張儀(縦横策) 孫子、呉子(兵法)
戦国時代	孔子；儒教、五経 道家；子思、孟子、荀子 墨家；墨子 諸子百家；楊子(自愛説)、墨子(兼愛説)、法家(商鞅、韓非) 經濟の発達；周代は農業、春秋時代は商・工業發展 貨幣、精巧な銅器 社会；嚴重な階級制度；天子一般庶民(農・工・商)家族制度(族長・家長、長幼の序)	孔子；儒教、論語 諸子百家 儒教；孟子、莊子 道家；老子、莊子 墨子；兼愛説 楊子；自愛説 法家；商鞅、韓非 兵家；孫子、呉子 他に天文・曆学も	孔子；儒教、論語 諸子百家 儒教；孟子、莊子 道家；老子、莊子 墨子；兼愛説 楊子；自愛説 法家；商鞅、韓非 兵家；孫子、呉子 他に天文・曆学も	孔子；儒教、論語 諸子百家 儒教；孟子、莊子 道家；老子、莊子 墨子；兼愛説 楊子；自愛説 法家；商鞅、韓非 兵家；孫子、呉子 他に天文・曆学も

⁵ 「厳しさ」の説明の中では、四名の間にやや相違がある。羽田(1937: 12)は天子・諸侯・大夫・一般庶民(農・工・商)の分限が「嚴重に定められた」(12)と述べるが、山下(1937)と杉本(1941)は、天子・諸侯・士の間の相違を述べているだけである。ただし杉本直治郎は、臣と民、忠と孝の相違について有高巖と同じ指摘を行っている。

指定されていた⁶。杉本直治郎の場合は、「昭和 12 年要目」以前の段階で既に「我が上下一致の奮戦と神國の自覺とは、全く元軍を撃滅することを得た」（杉本 1936 : 89）と記述しており、以後の諸版でもこれを引き継いでいる。また羽田亨は、「我が國ではこの前古未曾有の國難に當り、上下一致し、大いに國民的自覺と敵愾心を振起し、よく大敵を撃ち退けて國威を發揚した」（羽田 1937 : 82）とし、山下寅次の教科書にも、ほぼ同じ記述がある⁷。

さらに、「神風」も登場してきた。有高巖が、昭和 12 年から、「神風」にまで言及するようになったのである。彼は世祖の外征事業について、本文では、昭和 9 年版の表現同様に今回も、「日本に二回侵入の軍を出したのは、共に失敗した」（有高 1937b : 64）と述べるにとどめている。だが新たに「元寇」というコラムを設け、そこで下のように述べたのである。

世祖の時、我が國に攻めて來た元軍が、二度とも失敗したのは、その將卒が不和で、戰爭に全力を盡さなかつたのと、日本人が上下一致して國難に當り、その意氣が天に通じて、神風もこれを援けたこと等のためである（65）。

ちなみに、茨木（2018 : 248）によれば、国定教科書『尋常小学校國史』が弘安の役の記述で従来の「大風」にかえて「神風」を登場させたのは 1934（昭和 9）年のことであった。

次に、「倭寇」に関する記述を見ておきたい。「倭寇」については、「昭和 12 年要目」とは別に、文部省が、検定済教科書を含めて全ての教科書に対して「國史及外國史における倭寇の記載を是正すること」を命じたということが紹介されているからである（中沢 1956 : 84）。

有高巖の諸教科書での記述の動きを見ると、彼は 1937（昭和 12）年の段階では「倭寇」と題するコラムを設け、また本文でも「倭寇」の語を使用していた。また「吉野朝の頃には、國內で志を得ないものが、朝鮮・支那の海岸を襲ひ、その地の不良の徒も加はつて益々強くなつた」（有高 1937b : 74）と説明し、明の中頃以後についても、「明人がその大半」（同）という表現で、日本人もその一部を構成していたと認めていた。それが昭和 14 年になると、コラムのタイトルを「倭寇」から「明と日本」に変え、本文中の「倭寇」を全て「不良の徒」に置き換え、初期については「吉野朝廷時代の頃より、朝鮮・支那の海岸に出かけるものが多くなつた」（有高 1939 : 74）に修正した。明の中期以後については、明の商人や役人が働いた「不正」に対し「邦商が武器を用ひてこれに反抗したこともあつた」に変え、続く記述も、「後には明の不良の徒が主となり、日本人を装ひ自國の海岸を荒らすものが多かつたが、次第に明の官兵に平定された」（同）と修正している。単に「倭寇」という語が抹消されただけでなく、日本人の不都合な行為も抹消され、さらにはやむを得ぬものと弁護されているのである⁸。

⁶ 「元時代」では、「塞外諸民族興亡ノ後ヲ承ケ蒙古民族ガ歐亞に跨ガレル大帝國ヲ建設シテ支那ノ社會ハ大ナル變革ヲ蒙リシコト及東西ノ交通發達シテ西方文化ノ傳來セシコトヲ述ベ又元寇ニ際シ我が國民的自覺ノ顯著ナリシコトニ言及スベシ」とされている。なお、この「西方文化の傳來」は、西欧文明との関係が考えられている。

⁷ 山下（1937 : 60）は日本の勝利の原因について設問し、回答のヒントとして「元寇の際我が國がよく皇室を中心とし舉國一致して國難を退けたことを想ひ起しなさい。且元寇に戰勝を得た結果、我が萬邦無比の國體を保ち、また國家的國民的の自覺を高め海外發展の意氣を旺ならしめた事情について理解なさい」と記している。

⁸ なお、有高（1941）には、本文、コラムともに、この師範学校用教科書と同一の文章が置かれている。

杉本直治郎は、もとは「南方から、支那を苦しめたのは、倭寇である」（杉本 1937 : 104）と述べ、コラムでは出自については触れないで鎌倉時代末から明代までの動きを記述していた。だが、昭和 16 年版になるとこれを大きく変え、元寇後の「國民精神の昂揚」のなか「西國の邊民」が支那の沿岸まで進出したが「固よりそれは、通商の利を収めるためであつて、侵略などの意は少しもなかつた」とし、しかしその巨利に目をつけた「悪い支那人」の中には掠奪を事とするものが出てきたので、「正當なる貿易に従事する邦人まで、これらの悪い支那人と混同され、倭寇などと呼ばれるに至つたけれど、それが全く誤であることは、明の朝廷の實錄に、『やゝやもすれば、倭寇を以て名となす。その實、眞の倭は殆どなし』といふのを見ても、明らかである」（103 頁以下）と述べている（杉本 1941 : 103-104）。

羽田亨も、昭和 12 年には「倭寇といふのは、我が國人が通商に名を借りて、元や高麗などの沿岸地方を侵したものを呼んだ名である」（羽田 1937 : 93）と述べていた。だが昭和 16 年版では、「鎌倉時代の末頃から、我が西邊の人民が元や高麗の沿岸諸方に赴いて私に貿易を営んだが、明代になるとその亂民の日本人を装うて劫掠を逞しうするものが多く、明は大いにこれに苦しんだ」（羽田 1941 : 93）に改めている⁹。

以上、「昭和 12 年要目」への諸教科書の対応を見てきた。これら「五種選定」時代の四名の著者の諸教科書は、もちろん著者により多少の差異はあるものの、「要目」の指定や文部省の細部にわたる指令に応じたものとなっており、この点では大きな相違はない。この意味で、文部省による統制の強化を通じて、実質的には殆ど国定教科書に近いものになっていると言っても過言でないであろう。また、こうした教育内容に関する国家統制の強化に於いて、『國體の本義』が大きな役割を果たしたことも、明らかであろう。

最後に、表Ⅱ・22 に戻り、当時の教科書の秦の統一以前の時代の記述につき、歴史用語や固有名詞によって全体像の特徴を見ると同時に、今日の東洋史教科書における「重要用語」の問題に関しても考えてみたい。

全体像に関する今日との大きな相違は、先史時代の記述と、歴史時代の始点との二点である。今日では、進化論的立場からの人類の成立及び旧石器時代・新石器時代、土器、農業開始と文明の発生などが冒頭に置かれ、そこに北京原人、黄河文明の成立過程などが組み込まれている。また、歴史時代の開始は殷とされている。これに対し四点の教科書中では、周口店における「原始人」発掘と旧石器、新石器（と土器）に触れているのは有高巖のみである¹⁰。

北京原人が周口店で発見されたのは、1927（昭和 2）年のことであつた。ヨーロッパではこの頃までにクロマニヨン人、ネアンデルタール人までは初期人類と認められていたが、デュボアが 1891 年に発見した「ピテカントロプス」については、人類の一員かどうかの議論が 30 年以上続けられていた。この論争に決着を与えたのが、他ならぬこの「北京原人」の発見だった

⁹ 山下寅次の場合は、山下（1937）が「倭寇」の語を使用しているが、その後の教科書が見当たらなかった。

¹⁰ 有高（1934 : 3）でコラム「支那の古い人骨」を設け「最近、支那の…周口店から数十萬年前の原始人の遺骨が発見され、また同地及びその他から古い土器が数多く出た」として「新石器」、「舊石器」、土器図を記載し、以後、どの版でも同じコラムを設けている。なお、石器時代・青銅器時代・鉄器時代についてまでは、齋藤斐章が、『統合歴史教科書 東洋史』（1908）の「緒言」で、人類發達の三時代として述べていた（岡崎 2018 : 61 を参照されたい）。

といわれている（江原 1976：28）。1930年代は、ヨーロッパでは、化石人類についてそれが人類（Homo）に属するかどうかの判断基準を、脳の容積ではなく二足直立歩行に置く時代へと移行し始めた時代といえる¹¹。一方日本の歴史教科書の世界では、西洋史の記述は「文明史型万国史」時代以来、歴史時代＝文明の開始（エジプト）から始めていた。また、日本史は神話から、東洋史は「伝説」としての三皇五帝から記述を開始するのが通常であって、人類成立史は、まだ、視野に入っていなかった。一方、文部省が「先史時代」を教科書に組み込むよう提案したのは、戦後、即ち1947（昭和22）年7月の「学習指導要領 西洋史編（試案）」に於いてである¹²。そうした動きの中で見ると、有高巖のほうがむしろ例外的に早かったとも言えよう。これに対し「歴史の始まり」については、著者全員が一致している。四名はいずれも黄帝の建国については伝説とし、中国史の始まりを「夏（禹）」に置いているのである。この問題では、1950年代以後の二里岡遺蹟や二里頭遺跡等の発見と発掘に基づき、とりわけ今世紀に入って、「夏」が実在したとの主張が強まっている¹³。木村靖二他（2017）は「その王都の所在は確認されておらず、現在確認できる最古の王朝は、夏につづいておこったとされる殷（商）である」（67）となお慎重な態度を示しているが（表Ⅱ・22）、今後、この判断が変わり、歴史時代の開始を「夏」とする記述に戻るといふことも起こるのかもしれない。

最後に、表Ⅱ・22を、日本の「國體」との比較に係わる記述を除く諸事項に注目して見ると、周の封建制と諸身分、春秋戦国時代、鉄器時代や貨幣経済への移行、諸子百家の事例等々、今日とほぼ同一の具体的事実が挙げられている。この意味で、今日の東洋史記述の原形がこの時代に整ったと言ってもよさそうだ。ただしその記述にある固有名詞や諸事項の多さも、今日の大きな問題に繋がっていると言える。高等学校歴史教育研究会（2014）が提案した「世界史重要用語案」では、古代の「アジア・アメリカの古代文明」の全154用語中、黄河文明から諸子百家のうちの縦横家まで、37の用語が挙げられているにすぎないのである¹⁴。

「昭和12年要目」、五種選定と西洋史教科書

「昭和12年要目」は、「國體」擁護の記述を西洋史にも求めていた。その影響についてもやはり「五種選定」で選ばれた著者たちの教科書（表Ⅱ・21）で見ていくことにするが、変化が如実に現れてくるのは、ヨーロッパに於ける諸革命の記述である。既に久しく東洋史では殷周革命の記述に際して両国の国体の相違を説明することが行われてきたが、この時期になって、西洋史記述でも同様なことが行われるようになったのである。

¹¹ ただしこの「移行」には時間を要した。1924年に発見されたアウストラロピテクスがピテカントロプスに代わって最古の人類とされるようになった節目は「1960年ころ」（江原 1976：99）とされているからである。

¹² 「単元」のようにして人間が発生し、文明情態にまで達したかを設定し、人類の発生を「凡そ30万年前以上」、ホモ＝サピエンスは「今から3ないし5万年前」とし、この間に直立歩行、言語・火の使用、道具の製作を覚え、その後は、旧石器時代、新石器時代、農耕と金属器使用の開始から文明の発生へと説明をつなげている。

¹³ 例えば岡本（2007）、宮本（2003）など。また小島・並木（2001）が紹介する中国の中学校教科書（1992）では、「第4課 夏と商（殷）の奴隸制王朝」で、「紀元前21世紀から紀元前476年まで、わが国は奴隸制社会の時期であり、それは約1600年余り続いた。夏と商と西周はわが国の奴隸制社会が確立し発展した時期である」（76）とし、二里頭遺跡の宮殿の復元図や禹、啓、桀の王名も記述され、実在した最初の奴隸制國家と位置づけられている。

¹⁴ 挙げられている用語は、以下の通りである；

黄河、黄河文明、彩文土器（彩陶）、黒陶、長江（揚子江）、邑、夏、殷、殷墟、甲骨文字、易姓革命、禪讓・放伐、周、封建制度〔中国〕、宗法、春秋・戦国時代、牛耕、鉄製農具、青銅貨幣、秦、諸子百家、儒家、孔子、『論語』、孟子、性善説、荀子、性悪説、墨家、墨子、道家、老子、無為自然、莊子、法家、韓非、縦横家

その典型的な例として村川堅固の教科書を挙げる事が出来る。イギリスとフランスの革命について、従来は事件の客観的記述に徹してきた彼が、1938（昭和13）年版に至り、チャールズ一世とルイー六世の処刑について、それぞれ下のようなコメントを挿入したのである。

西洋の君主は力を以て民を抑へようとし民も亦力を以て之に抗し、甚だしきは民が王を裁判して之を死刑に處する場合もある。これを家族的國家日本の天皇と民とが、義は君臣にして情は父子の如きに比すれば、其の間に實に本質的の差がある（村川1938：92）。

かかることは、臣民を「おほみたから」として愛撫したまふ我國天皇の統治下では、絶対にあり得ない。我國の國體が西洋諸國と全然異なるを思ふべきである（同、121）。

「家族的國家」の語や「義は君臣にして情は父子」は、『國體の本義』の文言そのものである。またこのコメントは、「結語」における「東西文化を融合せる新文化」（225）の創造こそ日本の使命だとする主張、またその結びの言葉、「我等は…祖先の偉業と最近の發展とに鑑み、我國民の能力を信じ、不撓不屈各自全力を傾けて如何なる艱難をも克服し、愈々皇運を扶翼し奉りて、遂に我が國の使命を完うすべきである」（226）とも呼応しあっている。

もう一例、時野谷（1937）の例を挙げると、その昭和9年版にはない言葉が、昭和12年以後の諸版には加えられている。即ち、イギリスの「第一革命」ののところでは「一六四九年無法にも王の罪を論じて死刑に處し、王政廢止を宣して、共和政治を布いた」（90）、また、フランス革命に関する記述でも、「無法にもルイ十六世を死刑に處した」（125以下）と記述している。「無法にも」という言葉を付したのみで、五種の教科書のなかでは最も簡潔なコメントだが、他方、教科書の末尾では、日本の歴史の特色として「國體の尊嚴の卓絶」を挙げ、「日本文化の躍進を遂げた時代は、必ず外國との交渉の盛な時代であり、しかもその時代は常に國民の自覺を喚起し、嚴然たる自主的態度によつて、彼れの長を採り、以て新興日本文化を建設するに努めた」（217）と指摘し、「今後の日本文化を正しく導くには、國民的自覺の上に立つ國際主義の態度によつて外國文化に接すべきである。かくして日本文化をより一層高むることにより、世界文化を正しく導くやう努力せねばならぬ。換言せば日本精神・日本正義を世界精神・世界正義にまで高むことが、現代に於いて緊要に感ぜられるのである」（結語、218）と、ここでも『國體の本義』に沿った文言を連ねて締めくくっている。

このように、この期になると、他の三名の教科書を含め、全ての教科書が、革命について同様のコメントを付すようになった¹⁵。それだけでなく、それがさらに「外国史（西洋史）」最後

¹⁵ 他の三名の教科書は革命について以下のように述べている。

・中川一男は、ルイー六世の処刑について、「かかることは、わが國と國體・國情を全く異なる外國においてのみ起こつた不祥事であることに注意せねばならぬ」（中川1941：129）の一文を追加している。
・新見吉治は、クロムウェルの記述で、王への「弑逆」に対し、「かくの如きは我が國體では容すべからざることで、英國民が極端に趨つたこと、此の時より甚しきはなかつた」（新見1943：83以下）と述べている。
・亀井高孝はチャールズ一世の処刑について「蓋し我が國民より見て許しがたい暴舉である」（亀井1938：90）とし、またルイー六世の処刑には「我國體上より見れば、許し難い大逆である」（124）と述べている。

の要目「西洋史上ヨリ觀タル我が國ノ使命ト國民の覺悟」(表Ⅱ・20)に対応する教科書の締めくくりに記述(ここにも多くは『國體の本義』の言葉が引かれる)とが呼応しあって、「國體」の説明と擁護との役割を果たすようになったのである。

次に、「昭和12年要目」は、ローマの盛衰について「特ニ國家の興亡ガ國民ノ自覺ノ如何ニ依ルコトヲ注意セシムベシ」としていた。これに対し時野谷常三郎は、時野谷(1934)では「アウレリウス帝時代は學問も進み通商も盛であつた。その後帝國の國運次第に傾き、外、蠻人の侵入があり、内、軍隊の跋扈が甚しく、恣に皇帝を廢立し、人民は重き租税に苦みて元氣全く衰へ、ローマの國是たる兵農一致の風は次第に崩れてゲルマニヤ人を迎へて軍隊に入れるに至つた」(26以下)としていたところを、時野谷(1937)では下線部分を削除して「學問・通商進み、國民の自覺も盛んであつた」と「元氣衰へ、自覺心止み」と下線の二語を挿入している。本文を工夫して全体の字数を変えずにこれらの二語を記述に加えたのである。

村川(1938)は、コラム「衰亡の原因」で、「ローマ國民の精神的頽廢が、その根本をなした」とし、「カルタゴ滅亡頃からローマ古來の堅實な國風がくづれ、國民の愛國心が衰へると共に、興隆の要素が段々なくなり、唯、ケーザルやアウグスツスのやうな英主の力で國家が改造されたので、帝政時代の隆盛を見たのである。若しこれ等の英主が出なかつたら、ローマはとくに崩壊したであらう」(38以下)と論じている。彼の場合は、このように、直接「國民の自覺」の語を使用しての説明は行っていない。

「國民の自覺」の語は中川一男と新見吉治の場合にも見られない。但し中川(1937)は、「國民精神」の記述で盛衰の原因に触れている。即ち質實剛健、武勇の氣象、家族制度を重んじ、家長が絶対であること、「國家のために盡す犠牲的精神」(27)等の特質として挙げ、帝国没落の原因をこれらが失われたことに求めている。新見(1943)も、「ローマ人が、未曾有の大帝國を建てたのは、其の政治的才幹とともに、彼等の剛健質實、武を尚び、家名を尊重し、奉公犠牲の國民精神に富んだ結果である」(27)と述べている。これらは、「國民の自覺」の語は使用しないながら「國民精神」の説明で間接的に「特記」の指定に応じた例と言えよう。

このように対応にやばらつきがあるがそれぞれは検定をパスしているから、文部省もローマ史記述の中で直接「國民の自覺」の語を使用することにまでは、こだわってはいなかったということなのかもしれない。但し、直接的に応じた記述を行っていない場合も、教科書末尾の章では、全教科書で『國體の本義』に沿った記述が行われている。また、本稿では紹介は省いたが、西欧諸国の「國民性」の記述も、かつては記述しなかった亀井高孝も含めて(岡崎2019)、全てが記述している。ローマの盛衰と「國民の自覺」の關係の記述については全て何らかの形で応じているとまでは言えるし、『國體の本義』的觀念が西洋史記述も根本で支配しているという点では、五種の教科書の間の相違は見られない。東洋史教科書の場合同様、これも国家的統制強化の結果であると言えよう。従来から教科書に記述すべき具体的事項について均質化が進んできたことも加味すれば、西洋史の五教科書も、国定教科書に近いものとなっていたと言える。もっとも、これもまた東洋史の場合同様、「近い」とまでは言えても、諸教科書間に相違が全くなくなることはないし、「昭和12年要目」に100%従っている訳でもない。その事例につ

いては、次稿で、社会主義関係の記述を取り上げて、見ることにしたい。

最後に、この時期に於ける西洋史記述の簡略化について、村川（1938）における中世記述を例に見ておきたい（表Ⅱ・23）。本文中で各時代が占める頁数の割合は中古が最小の12.6%で、上古（17.1%）との合計も、29.7%にしかならない（近古21.6%、近世28.8%、現代19.8%）。これに対し彼の最初の教科書（村川1907）では、上古は23.9%となる。中古と近古の範囲は1938年版と1907年版で異なるが、1938年版の範囲で揃えると、中古16.9%（上古との合計40.8%）となる（近古29.6%、近世29.6%）。この数値の変化は、「近古」以後への記述の重点の移動に伴い、上古と中古の記述が簡略化されたことを明瞭に示している。

このように簡略化された中世記述には、見られるように、西アジア（イスラム世界）の歴史も含まれている。これは、一つには、ヨーロッパと関係する限りでイスラム世界を記述することが西欧での伝統となっており、日本の教科書でもそれを受け継いできたからである。だがこれに加えて、筆者は、今回は、これに「昭和12年要目」に係わる特殊な事情も加わったと考えている。というのは、今回、「東洋史」には、記述の対象範囲が拡大されたにも拘わらず、

表Ⅱ・23 村川堅固『西洋史教程』（昭和13年）における中世の記述

中世	第一章 民族の大移動	ガルマニヤ民族 フン人 東ゴート族 西ゴート族 民族大移動 フランク族 ヴァンダル族 西ゴート王国 アッテラ カタラウスムの戦い ガルマニヤ傭兵の長オドアカル 西ローマ帝国滅亡 クロヴィス フランク王 国 テオドリック 東ゴート王国 16(1) ユスチニアヌス（ローマ法典編纂、養蚕の法、セント・ソフィヤ寺院、ヴァンダル王国・東ゴート王国征服） ペルシヤ國 サラセン マホメット アラビヤ メッカ イスラム教（回教） 預言者 メチナ ヘジラ（紀 元元年） アラビヤ征服 サラセン帝國 カリフ 西ゴート王国滅亡 官相チャールズ・マルテル ツーニルの 戦い サラセン帝國の東西分裂 バグダード コルドヴァ キリスト教國に優る文化 ハルン・アル・ラシッド の時文化の黄金時代 科学の進歩（数学、理化学、星学） 航海術 ビザンチン式建築に基づく建築 アラベ スク 生き残ったサラセン語（Algebra,Alkali,Alcohol,Admiral,Sofa,Muslim） 30(23) 原始キリスト教 僧侶階級発生 五本山（ローマ、コンスタンチノープル、アレクサンドリヤ、アンチオキ ヤ、イェルサレム） 司教 パパス（法皇） ベートル ボーロ グレゴリー一世 偶像崇拜 レオ三世 偶 像破壊令 東西正教分離（ローマ正教とギリシヤ正教） ビピン ロンバルド人 法皇の領土発生 チャー ルス大帝（ロンバルド人征服等征服事業、法皇による西ローマ皇帝の帝冠授与、文化の光が再發） ヴェ ルダン条約 メルセン條約 23(0) ノルマン スカンディナヴィヤ半島 デンマルク フランク帝國 ノルマンディー公國 アングロ・サクソン（の 建國） イングランド アルフレッド大王 デーンの侵寇 ノルマンディー公ウィリアム（ヘースチングスの戦い、 ノルマン朝、「ノルマンのイングランド征服」） ルーリク建國（ロシアの起原） ナポリ王國 ノルマンのイ スラント、グリーンランド、北アメリカ東北岸到達 18(0)
	第二章 中古のヨーロッパ	教會勢力の増大・文化的役割 破門の威力 ゴシック式 東フラン王国 オットー一世（大帝、マジヤール人、 神聖ローマ皇帝 神聖ローマ帝國） グレゴリー七世 僧侶任免権 ヘンリー四世 法皇は王を破門（「王は 弱して法皇に謝罪し 僅かに破門を解かれた」） 法皇黨 皇帝黨 法王權の絶頂十三世紀 大空位時代 ハプスブルグ家 選擧侯（七大諸侯に皇帝選擧權） スウイスの獨立 封建制度 城砦 邦土 封建時代の社 会（兵と農の分離、上位者が王侯階級・武士階級・僧侶、最下位が農民） 領主 市民（商工業者）の勢力増 大と自治權獲得 武士道 闘武會（トーナメント） 27(0)
	第三章 十字軍とその影響	パレスチナ 巡礼 セルジューク・トルコ族 東カリフ國 ウルバン二世 クレルモン 十字軍 七回（第一回、 イェルサレム王國 第三回、獨・英・佛三国の王、失敗 第四回、東ローマ帝國攻撃） 結果（法王の權威衰 弱、封建制度衰え王權が振興、新知識により人心開發、都市勃興） フィリップ四世 法皇のアーヴィンヨ ン教改革の先驅者（ウイクリフ、フス） ヴェニス ジェノア 地中海貿易 自由都市 ハンザ同盟 17(2) 概観；西ヨーロッパでは中央集權的な民族國家の對立、東ヨーロッパでは蒙古人、オスマン・トルコ の侵入 アンジュ 伯 ヘンリー二世 ジョン王の失地 大憲章 ヘンリー三世（英國議會家議院の起り） カペー 王朝 フィリップ二世 フィリップ四世（三部會） 百年戰役 ヴァロア王朝 エドワード三世 オールレヤ ン ジョアンヌ・ダルク カレー 露敵戰爭 チュードル家 ヘンリー七世 コルドヴァのカリフ國 回教徒驅逐 カステラ アラゴン イスパニヤ王國 グラナダ ポルトガル獨立 キプチャク汗國 パルカン半島 チム ール ムハメッド二世 東ローマ帝國滅亡 34(8)
	第四章 中古末の変動	

※固有名称などの歴史用語以外に、記述の要点に係わる記述も記載した。歴史用語として赤字で示した事項の数は165、そのうち下線
 を引いて示した西南アジア、イスラム世界に関する用語は34（21.2%）となる。なお、記述は本文222頁中28頁（12.6%）である。

イスラム教に係わりと理解される指定が一箇所で、即ち要目「隋・唐時代」について、唐文化が「支那ノ固有文化を集大成シ更ニ西方文化ノ要素ヲモ加ヘ」たものであることを記述せよとあるのみだからである（そこは景教、祆教、摩尼教と並んで「回教」について触れることが伝統となっていた）。しかし例えば「元時代」でも、元寇時の日本に於ける「國民的自覚」への言

及は求めても、特にイスラム世界の記述などを求めてはいない。しかも東洋史は朝鮮半島や満州の記述なども増加させる課題も負っていたのだから(表Ⅱ・20、注意七)、従来の枠組みを変えない限りは、イスラム世界の記述の回復は困難であろう。だがこれについては、新要目が「中世のヨーロッパ」で「回教文化」や「蒙古ノ西侵、トルコノ勃興」を記述すると明記していることが注目される。これは単に従来の要目を踏襲したに過ぎないのであろうか。

実は村川(1938)のイスラム世界の記述の実態は、今日から見てではあるが、大変に貧弱である。ウマイヤ朝、アッバス朝の語も、シーア派、スンニー派等の語もないし、文化面でも数学、理化学その他に関する人名も内容紹介もない。しかし、イスラム世界(西アジア)に関する用語・事項の割合を見ると、村川(1907)の20.8%に対し、村川(1938)では21.2%となる(表Ⅱ・23)¹⁶。用語・事項数は削減されているが、割合では、僅かだが増大しているのである。しかも、村川(1907)の中古の記述から今回削除されているものの多くは、「元時代」で記述される筈のテムチン、チンギス・ハン、イル汗国などの固有名詞であり、本来のイスラム世界に関する記述は、西洋史関係の記述は大幅な簡略化を行ったのに対し(後述)、殆どが残されているのである。これを「外国史」全体の中で見ると、イスラム世界の記述の回復を西洋中世史の簡素化によってはかかったと見ることも出来るのではないだろうか。

東洋史と西洋史の授業時間数については、今回変化したのかどうかは不明瞭である。新要目では第三学年第一学期の「毎週2時」について東洋史と西洋史とが併記されているのみで、時間配分が明記されていないからである(表Ⅱ・20)。これを折半と解すれば、「昭和6年要目」と同じ配分となる。だが、そうと明記されていない。これは東洋史の一部であるイスラム世界の記述を西洋史で行うことから時間数の明示を避けたともとれないことはないが、しかし、推測に過ぎない。だが「外国史」全体で見ると、東洋史の範囲や朝鮮半島と満洲の歴史の拡大とも合わせて、少なくとも、東洋史重視が強まっているということまでは言えよう。

ヨーロッパ中世自体の記述内容については、「政治史中心」の一語に尽きるといってよいであろう。文化史に関しては聖ソフィア寺院、ゴシック式等の語やケルン大寺院の図が見られる程度であり、都市の発展は指摘しても、大学の発生などには触れられていない。まして、スコラ哲学や人名などもない。社会経済史的記述も殆どない。荘園制度に係わる記述はないし、都市の勃興については触れても、ギルド、親方、徒弟などの記述も見られないのである。

また、村川(1907)におけるヨーロッパ中世史と比較すると、村川(1938)に至るまでに、事項(用語)数を35.6%も削減してきた¹⁷。その過程で最も多く削除されたのは、民族移動期のワレンス帝、アラリック、アタウルフ等々、あるいはイギリス史でのエグベルト王、カヌート王、ハロルド王、シモン・ド・モンフォール等々の人名である。他では地名が多く、この二つがその大半を占めている。もっとも、高等学校歴史教育研究会(2014)でも、上記の人名は採用されていない。また、この用語案との比較でいえば、用語案にあって村川(1938)にない

¹⁶ 村川(1907)の場合、表Ⅱ・23と同じ基準で行った筆者の計算では、総数が255、そのうちイスラム世界に関する数値は53(20.8%)となった。ちなみに、高等学校歴史教育研究会(2014)で示されている用語は、中世の「イスラム世界の形成と発展」に82語、「アジア諸地域の繁栄」に25語、計107語である。

¹⁷ 筆者の計算では202から130に削減された。なお高等学校歴史教育研究会(2014)は、161語を挙げている。

のは、村川（1907）の段階から記述していなかったウラディミール一世、及びそこでは記述していたが村川（1938）では削除したインノセント三世、カロロ七世、黄金文書、自由都市の5用語であり、政治史関係では、他は全て村川（1938）のそれと共通している。用語としては数えなかったが、ヘンリー四世に関する「王は窮して法皇に謝罪し、僅かに破門を解かれた」（＝カノッサの屈辱）のようなすれすれの例もある。上述した様々な「ないないづくし」の諸点は別として、政治史関係のみで比較すれば、本書は、この用語案の内容と大差がないとしてよい程度にまで、簡略化を行っていたのである。

あらためて「昭和12年要目」に戻ると、「外国史」に関し、「我が國ノ立場ヨリ批判スルノ用意ヲ怠ルベカラズ」とし、また、諸外国成立の由来やその国民性を比較考察させて「日本國民タルノ自覺ヲ啓培スベシ」と述べていた（表Ⅱ・20）。西欧諸国のアジア侵略に対する批判が前面に押し出されており、また、西洋史に於ける革命と日本の「維新」との比較や、本稿では紹介は省略したがその国民性に関する記述、さらにはローマ史に於ける「國民の自覺」についてまで記述を求めたのは、それを通じて「日本國民タルノ自覺」を「啓培」するためであった。従って、西洋史の具体的記述内容の選択には、この「啓培」に資するかどうかという基準が重視されるようになったということになる。明治期以来の近代化の手本としての西欧という位置づけが変化し、西洋史は、従来の重みを喪失しているのである。中世史記述の簡素化は、いわばこうした西洋史の地位の低下の象徴であったといえるであろう。

参考文献

- 有高巖（1934）『最新中等東洋史』開成館（昭和9）。
- 有高巖（1937a）「改正された中等学校の東洋史教授要目に就いて」『研究評論 歴史教育』第12巻第5号（昭和12）。
- 有高巖（1937b）『最新中等東洋史』開成館（昭和12）。
- 有高巖（1939）『最新師範東洋史』開成館（昭和14）。
- 有高巖（1941）『最新中等東洋史』開成館（昭和16）。
- 茨木智志（1993）「中等学校での外国史教育の内容」歴史教育者協議会編『あたらしい歴史教育』第3巻、歴史教育はどうつくられてきたか、大月書店。
- 茨木智志（2017）「戦時下における中等歴史教科書に関する基礎的考察」（歴史教育史研究会『歴史教育史研究』第15号）。
- 茨木智志（2018）「国定日本史教科書の中の外国史が担った役割—歴史教育における自国史と世界史を考える前提として—」松田慎也監修、畔上直樹、小島伸之、中平一義、橋本暁子、吉田昌幸編著『社会科教科内容構成学の探求』風間書房。
- 江原昭義（1976）『猿人』中央公論社。
- 岡崎勝世（2018）「日本における世界史教育の歴史（Ⅱ-1）—三分科制の時代 1.—」『埼玉大学紀要（教養学部）』第53巻第2号。
- 岡崎勝世（2019）「日本における世界史教育の歴史（Ⅱ-2）—三分科制の時代 2.—」『埼玉大学

- 紀要（教養学部）』第 54 卷第 2 号。
- 岡本秀典（2007）『夏王朝 中国文明の原像』講談社学術文庫（初版、2003）。
- 亀井高孝（1938）『最新中等西洋史』岩波書店（昭和 13）。
- 木村靖二他（2017）『詳説世界史 B』山川出版社（平成 29）。
- 小島晋治／並木頼寿監訳（2001）『世界の教科書シリーズ 5 中国 中学校歴史教科書・中国の歴史入門』赤石書房。
- 高等学校歴史教育研究会（2014）「歴史教育における高等学校・大学間接続の抜本的改革—アンケート結果と改革の提案—」（2014 年 9 月）、「資料 1 世界史重要用語案」。
- 杉本直治郎（1936）『改正新東洋史』精華房（昭和 11）。
- 杉本直治郎（1937）『改正新東洋史』精華房（昭和 12）。
- 杉本直治郎（1941）『改正新東洋史』精華房（昭和 16）。
- 辻田真佐憲（2017）『文部省の研究』文春新書。
- 時野谷常三郎（1937）『新編中等西洋史』三省堂（昭和 12）。
- 中川一男（1937）『最新中等西洋史』開成館（昭和 12）。
- 中川一男（1941）『最新中等西洋史』開成館（昭和 16）。
- 中沢賢郎（1956）『教科書制度の再吟味』東洋館出版社。
- 新見吉治（1943）『新制中学西洋史』中等学校教科書株式会社（昭和 18）。
- 羽田亨（1937）『中等東洋史』富山房（昭和 12）。
- 羽田亨（1941）『中等東洋史 師範学校用』富山房（昭和 16）。
- 村川堅固（1907）『中等西洋歴史』寶文館（明治 40）。
- 村川堅固（1938）『西洋史教程』寶文館（昭和 13）。
- 文部省編纂（1937）『國體の本義』文部省印刷局（昭和 12）。
- 山下寅次（1937）『新制 中學東洋史』六盟館（昭和 12）。
- 山本正身（2014）『日本教育史』慶應義塾大学出版会。
- 宮本一夫（2003）『神話から歴史へ』（中国の歴史 1）講談社。

